

七ヶ浜町第3期障害者計画 骨子

平成29年7月18日 策定

七ヶ浜町(地域福祉課)

## □七ヶ浜町第3期障害者計画 骨子 について

七ヶ浜町第3期障害者計画(計画期間:平成30年度～35年度の6年間)は、本町の障害福祉施策に関する基本的な方針等をまとめたものであり、「住民の顔が見える福祉の実現」、「支えあう地域の推進」、「誰もが暮らしやすいまちの構築」の三本の柱を基本方針とし、きめ細かな相談体制の構築、経済的な自立の促進、障害を理由とする差別の解消、ユニバーサルデザインの推進など、新たな障害福祉の課題への対応にも配慮した内容とするものです。

七ヶ浜町第3期障害者計画 骨子 について、以下のとおり定めました。

## □第3期障害者計画の体系

基本方針		基本施策	
基本方針1	住民の顔が見える福祉の実現	基本施策1	福祉サービスの情報共有
		基本施策2	きめ細かな相談体制の構築
		基本施策3	経済的負担の軽減や医療・療育機会の確保
基本方針2	支えあう地域の推進	基本施策4	経済的自立や雇用の促進
		基本施策5	障害を理由とする差別の解消や地域の支えあい
		基本施策6	文化的活動の促進
基本方針3	誰もが暮らしやすいまちの構築	基本施策7	ユニバーサルデザインの推進
		基本施策8	情報アクセシビリティの向上

## □基本方針

### 基本方針1 住民の顔が見える福祉の実現

障害を持つ方にとって最適な、住民の顔が見える福祉を実現します。

### 基本方針2 支えあう地域の推進

障害を持つ方への理解を深め、健常者と分け隔てなく暮らすことのできる、支えあう地域を推進します。

### 基本方針3 誰もが暮らしやすいまちの構築

障害を持つ方が円滑に施設や情報を利用できる、誰もが暮らしやすいまちを構築します。

## □基本施策

### 基本施策1 福祉サービスの情報共有

- 1) 障害の程度や障害者のニーズに合った福祉サービスの情報提供を行います。
- 2) 障害の状況や相談記録などの履歴を記載した個別カルテに基づき、関係機関との連携による適切な福祉サービスの提供を行います。
- 3) 障害者の自己決定によるサービス提供が行われるよう、福祉サービス利用者の意思を尊重し、より質の高いサービスを提供するための知識や技術の向上を図ります。

### 基本施策2 きめ細かな相談体制の構築

- 1) 障害の程度や家族の状況など、個々の状況に応じたきめ細かな相談体制を構築します。
- 2) 各種健診などにより発達障害が認められる場合などは、早期に御家族との連携や相談体制を構築し、適切な支援を行います。
- 3) 自立支援協議会や障害を持つご家族の会などを通じ、地域の現状や課題を共有しながら、きめ細かなサービス提供に向けた関係機関との連携体制を構築します。

### 基本施策3 経済的負担の軽減や医療・療育機会の確保

- 1) 心身の障害状態の軽減を図り、身体の障害を軽減するために必要な自立支援医療を給付します。
- 2) 施設への通所、通園、通院などに要する経済的負担の軽減を図るため、運賃の軽減や移動に関する費用補助を行います。
- 3) 機能回復訓練や食事、入浴等のサービスを提供する生活介護サービスの充実をサービス提供事業者働きかけるとともに、高齢者施設との相互利用や広域的な事業運営を促進します。

### 基本施策4 経済的自立や雇用の促進

- 1) 就労支援事務所から積極的に物品及び役務を調達することにより、福祉的就労の場における活動の活性化を図ります。
- 2) 障害のある方の雇用の促進及び安定を図るため、障害の特性に配慮した仕事を確保するなど障害のある方の能力を十分に引き出す取組を行う事業所を増やします。
- 3) 地方公共団体等における雇用率を高めるとともに、民間企業における法定雇用率達成のための広報啓発活動を強化し、雇用の場の拡大に努めます。

### 基本施策5 障害を理由とする差別の解消や地域の支えあい

- 1) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きることのできるまちを実現します。
- 2) 障害のある方が、孤立して抱える苦情や差別的な扱い、虐待その他の人権侵害から権利を擁護します。
- 3) 住民が積極的にボランティアに参加できるように、地域住民が共に活動する機会の確保を図ります。

### 基本施策6 文化的活動の促進

- 1) 障害のある方もない方も一緒に楽しめるスポーツやレクリエーション、文化的活動の普及を促進します。
- 2) 障害のある方のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- 3) 障害のある方のスポーツ活動や文化活動の場づくりを支援します。

### 基本施策7 ユニバーサルデザインの推進

- 1) 障害のある方が利用しやすい施設の情報提供や、バリアフリーのまちづくりへの理解を深めるための情報共有を行います。
- 2) 県が定める、誰もが住みやすい福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインを推進します。
- 3) 障害のある方や高齢者が円滑に公共交通機関を利用できるよう、段差軽減などの乗降しやすい配慮を行います。

### 基本施策8 情報アクセシビリティの向上

- 1) 視覚障害者などが行政情報を入手できるよう、音声による行政情報の提供を推進します。
- 2) ITを活用した行政情報の際は、文字の大きさを変えることができ、また、音声読み上げソフトで正しく読み上げられるよう、情報アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
- 3) 行政情報を印刷物で提供する際は、文字の大きさに配慮し作成します。